

香芝市の望ましい教育環境について（案）

令和 7 年 1 月 2 9 日

■国と香芝市において、教育の目的や方針を示した内容は次のとおりです。

※ [] 内は事務局の追記箇所です。

◆国

教育基本法 第 5 条第 2 項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 1 条の 2

教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興[を、国と協力のもと、地方公共団体が図る]

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成 2 7 年 1 月

教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要 [P1]

学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分である [P2]

◆香芝市

香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）令和 2 年 3 月

本市で目標としている 0 歳から 1 5 歳までの切れ目のない総合的な子育て支援体制の構築として、今後とも、小・中学校や幼稚園・こども園、保育所の教育環境整備の推進が必要不可欠となります。また、地域の活動を支えるコミュニティ拠点としての役割や、非常災害時における避難所としての役割など、様々な機能強化が求められています。[P27]

第 5 次香芝市総合計画 基本構想 令和 3 年 3 月

1. 未来を創造する子どもたちのために。（子育て・教育）

安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、地域全体で子育てを支えていくまちを目指します。また、家庭、地域、学校などの連携・協働をさらに進め、子どもたちが等しく学び、豊かな心を育むとともに、力強く生き抜く力も育てる教育環境づくりに取り組みます。[P32]

第5次香芝市総合計画 前期基本計画 令和3年3月

政策1 施策4 学校教育の充実 目指す姿

すべての児童・生徒が安全に安心して、主体的・対話的で深い学びができる環境が整っている。 [P36]

※上記の「目指す姿」の実現を進める上での、国の新しい学びの在り方

◆国

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） 令和3年1月

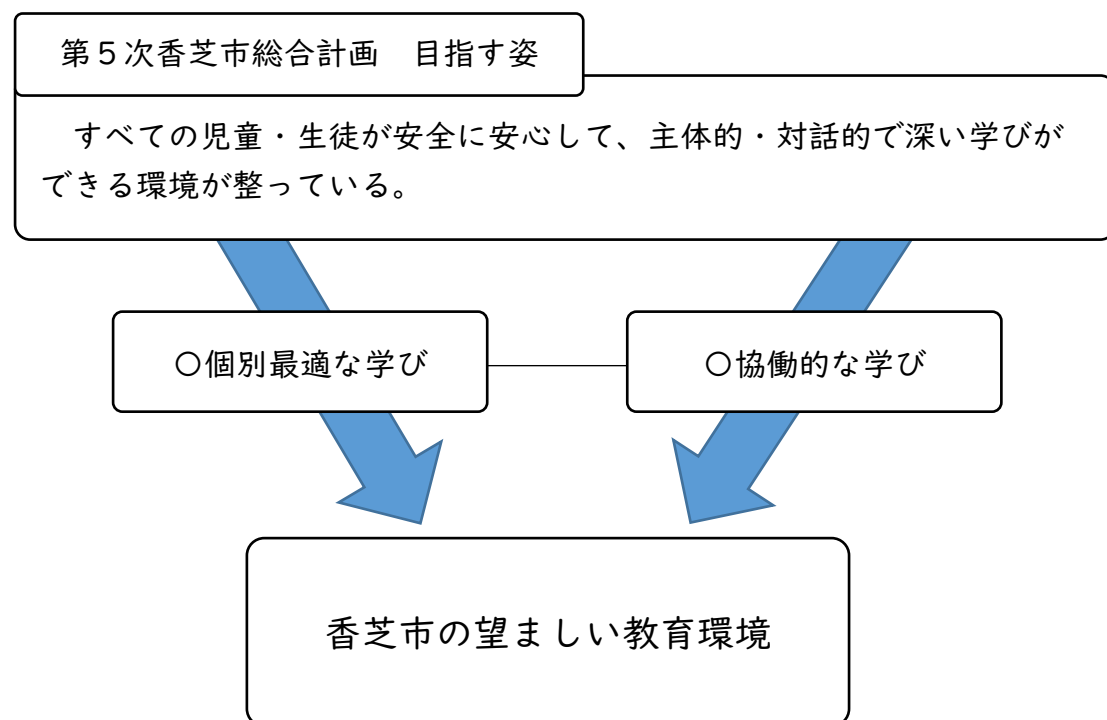
目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とする。 [P19]

○個別最適な学び

- ・「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図る
- ・情報手段を活用するために必要な環境を整える
- ・新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備
- ・個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

○協働的な学び

- ・探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する
- ・一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す



■以上のことから、香芝市の望ましい教育環境は、次のとおりとします。

【 香芝市の望ましい教育環境（案）】

すべての児童・生徒が安全に安心して、個別最適な学びと協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びができる教育環境

※上記の「香芝市の望ましい教育環境」を実現するために、香芝市の基準を作成していくものです。

※国の新しい教育方針が示されたり、香芝市総合計画における教育行政の目標が新しく策定される等、香芝市の望ましい教育環境を見直す必要が生じた際には、新たに検討するものとします。